

5.地域生活支援事業の見込み量

サービス種別		見込み量		
		R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	(実施有無)	無	無	無
自発的活動支援事業	(実施有無)	無	無	無
相談支援事業	相談支援事業 (実施か所数)	1	1	1
	基幹相談支援センター (実施有無)	有	有	有
	相談支援機能強化事業 (実施有無)	有	有	有
	住宅入居等支援事業 (実施有無)	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	(実利用者数/年)	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	(実施有無)	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業 (設置見込み数)	0	0	0
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用者数/年)	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 (給付件数/年)	0	0	0
	自立生活支援用具 (給付件数/年)	1	1	1
	在宅療養等支援用具 (給付件数/年)	1	1	1

サービス種別			見込み量		
			R6年度	R7年度	R8年度
日常生活用具給付等事業	情報・意思疎通支援用具 (給付件数/年)	0	0	0	
	排せつ管理支援用具 (給付件数/年)	110	110	110	
	居宅生活動作補助用具 (給付件数/年)	0	0	0	
手話奉仕員養成研修事業	(研修修了者数/年)	0	0	1	
移動支援事業	(実利用者数/年)	0	0	0	
地域活動支援センター事業	(実施か所数)	1	1	1	
	(実利用者数/年)	2	3	3	
日中一時支援事業	(実施か所数)	10	10	10	
	(実利用者数/年)	100	100	100	

6.障害者施策の推進

サービス種別			見込み量			
			R6年度	R7年度	R8年度	
発達障害のある人等への支援	ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	(人/年)	1	1	1	
	ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	(人/年)	1	1	1	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場	協議の場の開催回数	(回/年)	2	2	2
		協議の場への関係者の参加者数	(人/年)	20	20	20
		協議の場における目標設定及び評価の実施回数	(回/年)	2	2	2
	精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数	地域移行支援	(人/月)	0	0	0
		地域定着支援	(人/月)	0	0	0
		共同生活援助(グループホーム)	(人/月)	5	5	5
		自立生活援助	(人/月)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	(人/月)	0	0	0		
相談支援体制の充実・強化のための取組	総合的・専門的な相談支援の実施	(実施有無)	有	有	有	
	相談支援事業者に対する指導・助言の件数	(件/年)	-	-	-	
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	(件/年)	4	4	4	
	相談機関と連携強化の取組の実施回数	(回/年)	12	12	12	

7.町の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、本計画を推進します。
また、計画の確実な運営と円滑な推進を図るために保健福祉課が事務局となり、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

第7期久米南町障害福祉計画 第3期久米南町障害児福祉計画 (概要版)

発行／〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削502-1 電話086-728-4411 (保健福祉課)

第7期久米南町障害福祉計画 第3期久米南町障害児福祉計画

計画期間：令和6～8年度

概要版

1.計画策定の趣旨

本町では、障害者基本法に基づく障害福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する基本計画として、「第5期久米南町障害者福祉計画(令和5～8年度)」を令和5年3月に策定しました。

また、障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく障害福祉サービス等に関する見込み量とその方策を定める実施計画として「障害福祉計画」、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標等を定めた「障害児福祉計画」も令和3年3月に策定しました。

後者の「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は、計画期間が令和5年度で終了することから、今後の障害福祉サービス等の提供に係る基本方向と見込みを改定する必要があります。これらを踏まえ、「第7期久米南町障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

2.計画の基本的な考え方

障害福祉サービスや障害のある児童を支援するサービス等については、次のような視点を基調にサービス提供体制の確保を進めます。

- (1) 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障害種別によらない障害福祉サービス等の実施
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の確保
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障害のある人の社会参加を支える取組



令和6(2024)年3月

久米南町

3.令和8年度の成果目標

福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度から令和8年度末までの間に1人が地域生活へ移行することを見込みます。 令和8年度末の施設入所者数を10人と見込みます。(令和4年度末の施設入所者数は9人)
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> 入院中の精神障害のある人の地域移行に関する目標値は、都道府県が設定します。 町は、保健・医療及び福祉関係者による協議の場を設け、重層的な連携体制を構築するよう努めます。
地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 圏域で整備した拠点を継続して運用し、国の指針に準じて、運用状況の検証及び検討を年1回以上行います。 強度行動障害の有する障害のある人の支援体制の充実を図るため、圏域で支援体制の整備を進めます。
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度において福祉施設からの一般就労移行者数を1人と見込みます。 圏域の就労移行支援事業所(2か所)における一般就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上と想定します。 就労定着支援事業所の利用者数を、令和8年度に1人と見込みます。 就労定着支率が7割以上の就労定着支援事業所の割合を令和8年度において1か所と見込みます。
障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターは圏域に1か所設置できているため、事業所と連携して対象児童の支援を行います。 保育所等訪問支援の実施について、圏域で体制が構築できているため、事業所や保育園と連携して対象児童の支援を行います。 重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について、圏域にそれぞれ1か所設置できているため、事業所と連携して対象児童の支援を行います。 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、設置されている協議の場において、情報共有や地域課題の確認、対応策の検討や支援体制づくりについて協議を行っており、これらについて引き続き協議を行っていきます。 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について、令和8年度末までに配置します。
相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> 津山地域障害者基幹相談支援センターを中心に、今後も継続して相談支援体制の強化等を図ります。 圏域で設置している津山地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じたサービス基盤の開発・改善等の取組を行うための体制を引き続き確保します。
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等に係る研修に毎年1名以上参加します。 事業所や関係自治体と連携し、審査内容を分析・共有できる体制の構築を図ります。

4.障害福祉サービス等の見込み量

サービス種別				見込み量		
				R6年度	R7年度	R8年度
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	(実利用者数/月) (時間数/月)	1 8	1 8	1 8
	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的にを行います。	(実利用者数/月) (時間数/月)	0 0	0 0	0 0
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人を対象に、必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	(実利用者数/月) (時間数/月)	0 0	0 0	0 0
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	(実利用者数/月) (時間数/月)	0 0	0 0	0 0
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。	(実利用者数/月) (時間数/月)	0 0	0 0	0 0
日中活動系サービス	生活介護	常時介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。	(実利用者数/月) (人日/月)	14 286	14 286	14 286
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	(実利用者数/月) (人日/月)	0 0	0 0	0 0
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	(実利用者数/月) (人日/月)	0 0	0 0	0 0
	就労選択支援	従来の就労移行支援をはじめとした各サービスとともに、障害のある人の希望やスキルに合う仕事探しを支援する新たなサービスです。	(実利用者数/月) (人日/月)	- -	0 0	0 0
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。	(実利用者数/月) (人日/月)	1 22	0 0	0 0
	就労継続支援(A型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。	(実利用者数/月) (人日/月)	2 42	2 42	2 42
	就労継続支援(B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない。)	(実利用者数/月) (人日/月)	15 302	16 322	16 322
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。	(実利用者数/月)	0	0	0
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。	(実利用者数/月)	2	2	2
	短期入所(福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	(実利用者数/月) (人日/月)	1 7	2 14	2 14
短期入所(医療型)	医療ニーズの高い人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	(実利用者数/月) (人日/月)	0 0	0 0	0 0	
居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。	(実利用者数/月)	0	0	0
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。	(実利用者数/月)	11	12	12
	施設入所支援	施設に入所している人に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。	(実利用者数/月)	10	10	10
	地域生活支援拠点等	障害のある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支える支援拠点等です。	設置か所数 (か所) コーディネーターの配置人数 (人) 検証・検討の実施回数 (回)	1 1 3	1 1 3	1 1 3
相談支援サービス	計画相談支援(サービス等利用計画作成)	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。	(実利用者数/月)	42	43	43
	地域移行支援	施設や病院から地域移行する人に、住居の確保や地域に移行するためのそのほかの活動に関する相談や必要な支援を行います。	(実利用者数/月)	0	0	0
	地域定着支援	施設や病院から地域移行した人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や必要な支援を行います。	(実利用者数/月)	0	0	0
児童発達支援等	児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を受けるものです。	(実利用者数/月) (人日/月)	7 26	7 26	7 26
	放課後等デイサービス	学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している発達支援の必要な児童が、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を受けるものです。	(実利用者数/月) (人日/月)	6 52	6 52	6 52
	保育所等訪問支援	児童発達支援センター等の職員が発達支援の必要な児童の通う施設(保育所等)を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供するものです。	(実利用者数/月) (人日/月)	1 1	1 1	1 1
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。	(実利用者数/月) (人日/月)	0 0	0 0	0 0
	障害児相談支援	児童発達支援等を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童または保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。	(実利用者数/月)	11	11	11
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケアが必要な児童の福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有し、その暮らしの設計を手助けできる調整者(コーディネーター)を配置します。	(配置人数)	0	0	1

サービス種別	見込み
子ども・子育て支援等	<ul style="list-style-type: none"> 保育園における障害のある児童の利用 放課後児童クラブにおける障害のある児童の利用
	<p>特別な支援が必要な児童を把握し、障害の程度に応じて、職員の配置等必要な調整や体制整備を図っていきます。</p> <p>放課後児童クラブの利用を希望する児童に関し、必要に応じて小学校と連携・情報共有を行い、必要な体制整備に努めていきます。</p>

